

# 高圧ガス事故の状況、 重大事故及び法令違反件数について

※事故件数に関しては、2025年1月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

2025年3月18日

大臣官房産業保安・安全グループ 高圧ガス保安室

# 1. 高圧ガス事故の状況

# 2024年の高圧ガス事故の発生状況

- 2024年の事故件数は、**736**件（対前年比**44**件減少）。うち、噴出・漏えいが約9割。  
※高圧ガス又は容器の喪失・盗難の件数は除く。
- 2024年の人身事故件数は**51**件（対前年比**8**件増加）  
うち、死者は**3**名（対前年同）、負傷者（重傷者と軽傷者の計）は**64**名（対前年比**2**名増加）
- 2024年の重大事故件数は、A級**0**件（対前年同）、B1級**3**件（対前年比**1**件減少）

（事故の分類）

	①死者数	②重傷者数	③負傷者数	④物的被害額	⑤その他
A級	死者5名以上	重傷者10名以上	負傷者30名以上	甚大な物的災害 (5億円以上)	大規模な火災等が進行中で 大災害に発展するおそれがある事故
B1級	死者1名以上 4名以下	重傷者2名以上 9名以下	負傷者6名以上 29名以下	多大な物的被害 (1億円以上5億円未満)	
B2級	—	—	—	—	同一事業所内の1年以内の再発 (C1級) 事故

※A級は①から⑤のいずれかに該当するもの、B1級は①から④のいずれかに該当するもの。

※事故件数については2025年1月末までに報告があったものであり、今後変更があり得る。

※高圧ガス保安法第63条第1項では、「災害」、「高圧ガス又は容器の喪失・盗難」の場合に事故届を提出することを規定。

※災害の定義

爆発：高圧ガス設備等が爆発したもの

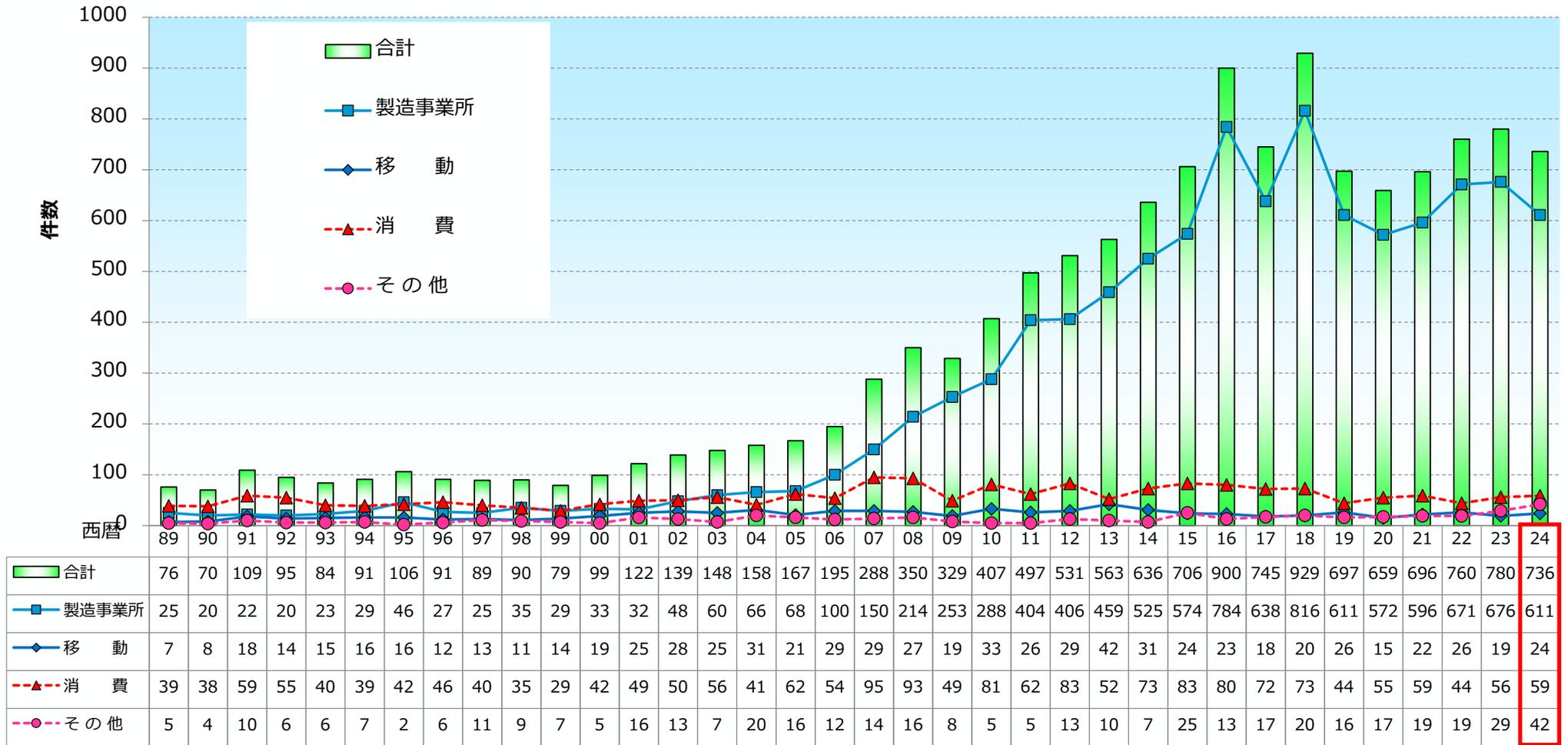
火災：高圧ガス設備等において燃焼現象が生じたもの

噴出・漏えい：高圧ガス設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたもの

破裂・破損等：高圧ガス設備等の破裂・破損又は破壊が生じたもの

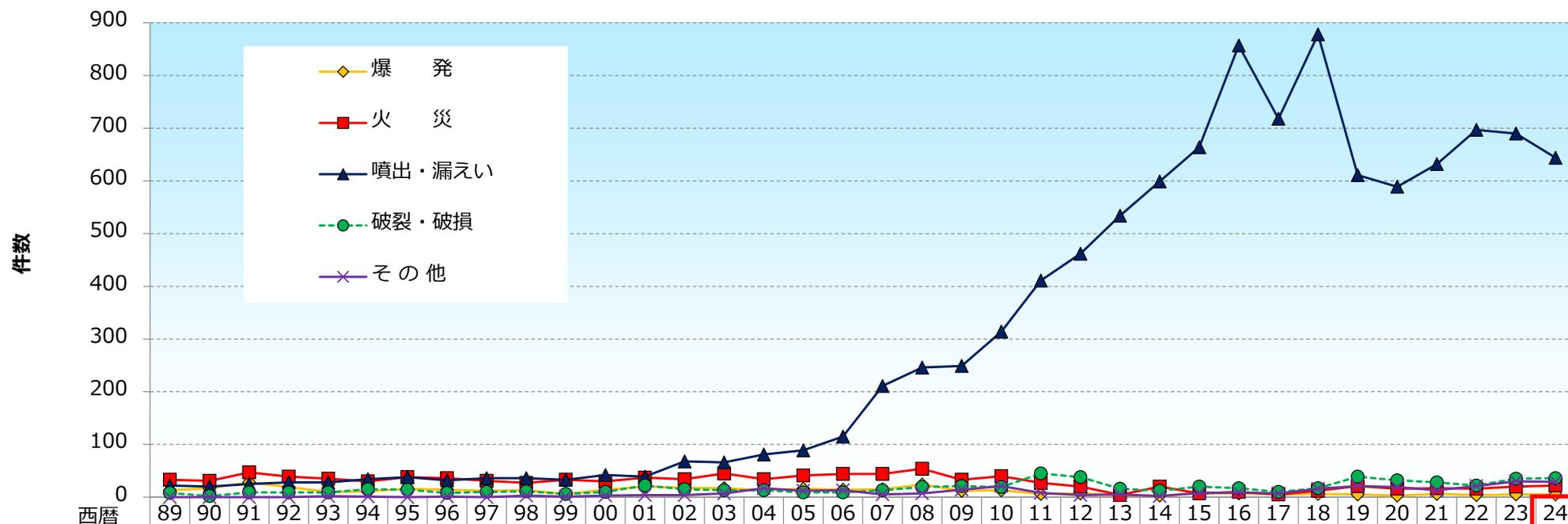
# 高圧ガス事故全体の件数推移

- 2024年の全体の事故件数は**736**件となり、前年より**44**件減少。
- 高圧ガス事故の多くは、製造事業所において発生。



# 現象別の事故件数の推移

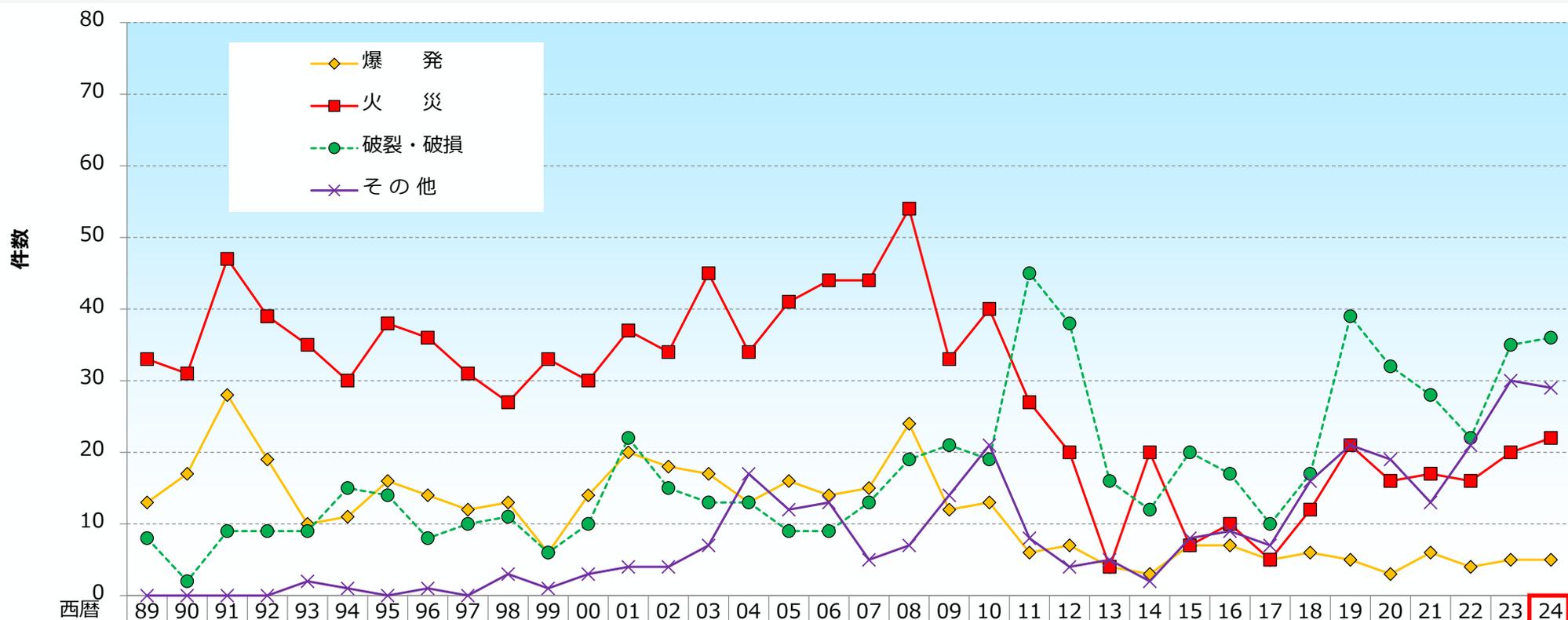
- 近年の事故件数のうち約9割が噴出・漏えいによる事故。



西暦	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
合計	76	70	109	95	84	91	106	91	89	90	79	99	122	139	148	158	167	195	288	350	329	407	497	531	563	636	706	900	745	929	697	659	696	760	780	736
爆発	13	17	28	19	10	11	16	14	12	13	6	14	20	18	17	13	16	14	15	24	12	13	6	7	4	3	7	7	5	6	5	3	6	4	5	5
火災	33	31	47	39	35	30	38	36	31	27	33	30	37	34	45	34	41	44	44	54	33	40	27	20	4	20	7	10	5	12	21	16	17	16	20	22
噴出・漏えい	22	20	25	28	28	34	38	32	36	36	33	42	39	68	66	81	89	115	211	246	249	314	411	462	534	599	664	857	718	878	611	589	632	697	690	644
破裂・破損	8	2	9	9	9	15	14	8	10	11	6	10	22	15	13	13	9	9	13	19	21	19	45	38	16	12	20	17	10	17	39	32	28	22	35	36
その他	0	0	0	0	2	1	0	1	0	3	1	3	4	4	7	17	12	13	5	7	14	21	8	4	5	2	8	9	7	16	21	19	13	21	30	29

# 噴出・漏えいを除く、現象別の事故件数の推移

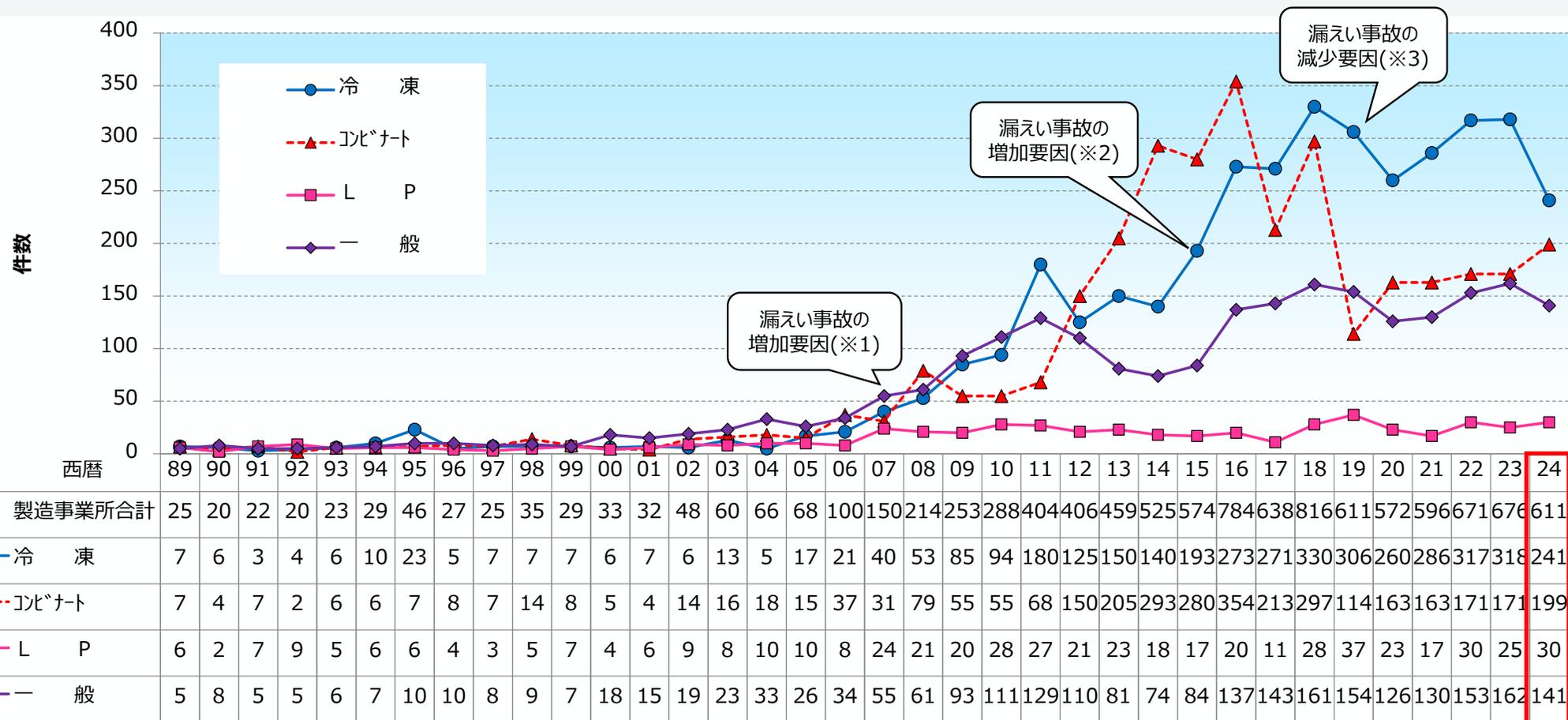
- 爆発、火災、破裂・破損の事故は、2023年と同水準。



西暦	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
爆 発	13	17	28	19	10	11	16	14	12	13	6	14	20	18	17	13	16	14	15	24	12	13	6	7	4	3	7	7	5	6	5	3	6	4	5	5
火 災	33	31	47	39	35	30	38	36	31	27	33	30	37	34	45	34	41	44	44	54	33	40	27	20	4	20	7	10	5	12	21	16	17	16	20	22
破裂・破損	8	2	9	9	9	15	14	8	10	11	6	10	22	15	13	13	9	9	13	19	21	19	45	38	16	12	20	17	10	17	39	32	28	22	35	36
その他	0	0	0	0	2	1	0	1	0	3	1	3	4	4	7	17	12	13	5	7	14	21	8	4	5	2	8	9	7	16	21	19	13	21	30	29

# 製造事業所“種類別”の事故件数推移

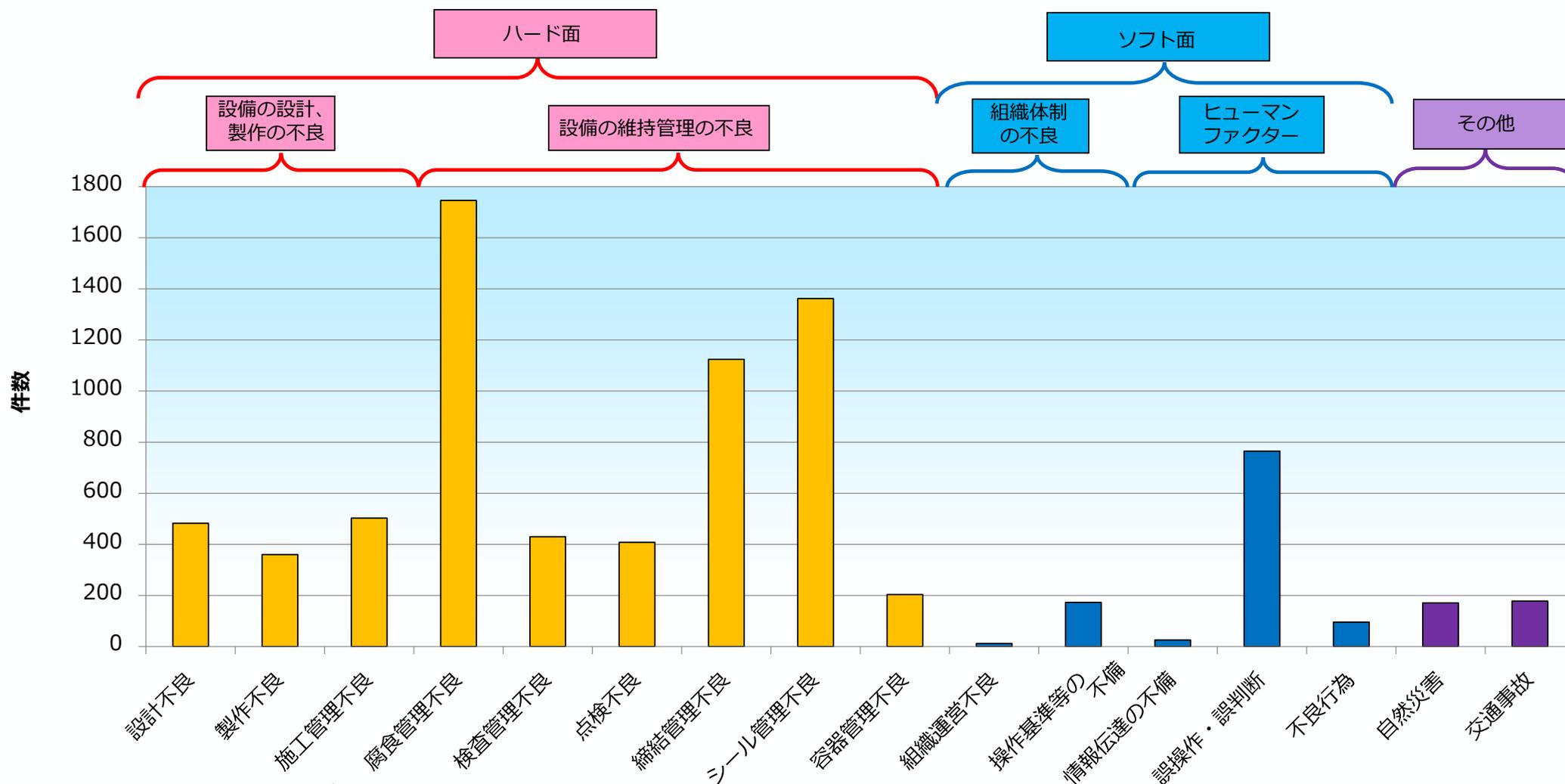
- 近年の製造事業所における事故は、**4割程度が冷凍事業所で発生。**
- 2024年は、**コンビナートとLPで事故件数が増加。**



- ※1 高圧ガス保安法事故措置マニュアルの改正により、日常点検等において簡易な措置で停止した噴出・漏えい以外の噴出・漏えいについては事故対象であることを明確化。
- ※2 フロン回収・破壊法の改正により、①事業者による算定漏えい量の報告、②全機器を対象とした日常点検を義務化。
- ※3 高圧ガス保安法事故措置マニュアルの改正により、毒性ガス以外のガスが締結部等から微小（カニ泡程度）漏えいする事象については事故対象外であることを規定。

# 高圧ガス事故に関する事故の原因分析

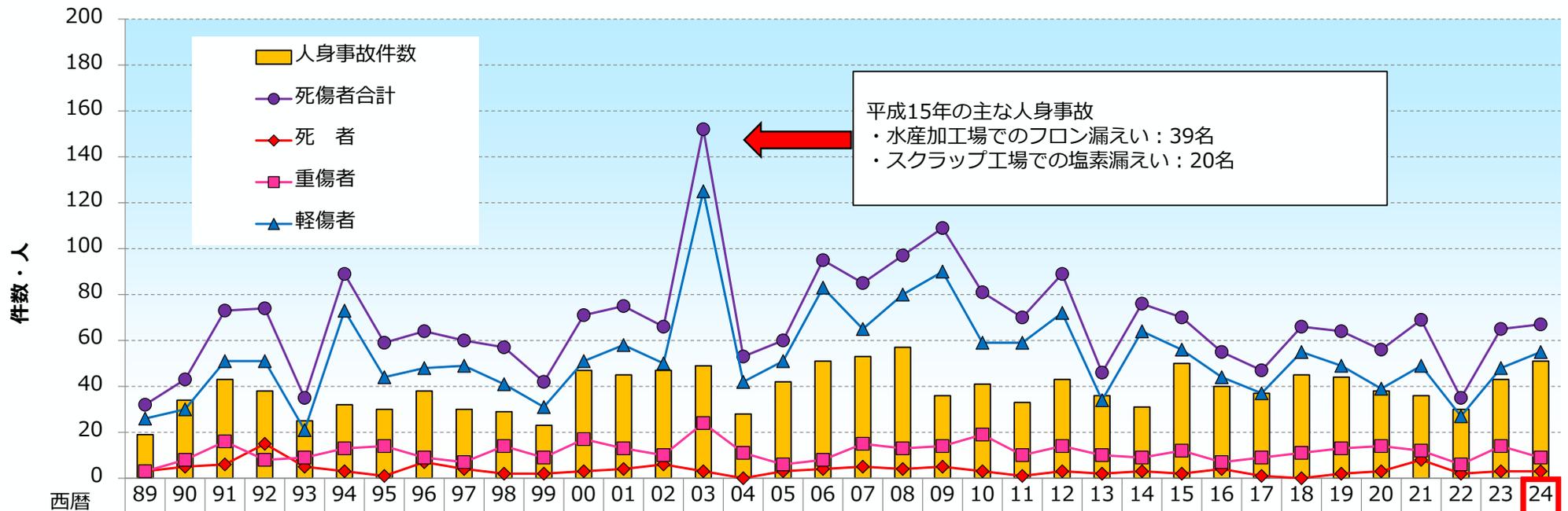
- 主要な原因は、ハード面では腐食管理不良、ソフト面では誤操作・誤判断。



※2011年～2024年の製造事業所（冷凍、コンビナート、LP、一般）、移動、消費、その他における類型

# 人身事故件数及び死傷者数の推移

- 人身事故件数は、毎年一定程度発生しているが、近年は人為的なミスに起因するものが多い。
- 2024年の死者数は**3名**（詳細は別途説明）。



西暦	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
人身事故件数	19	34	43	38	25	32	30	38	30	29	23	47	45	47	49	28	42	51	53	57	36	41	33	43	36	31	50	40	37	45	44	38	36	30	43	51
死傷者合計	32	43	73	74	35	89	59	64	60	57	42	71	75	66	152	53	60	95	85	97	109	81	70	89	46	76	70	55	47	66	64	56	69	35	65	67
死者	3	5	6	15	5	3	1	7	4	2	2	3	4	6	3	0	3	4	5	4	5	3	1	3	2	3	2	4	1	0	2	3	8	2	3	3
重傷者	3	8	16	8	9	13	14	9	7	14	9	17	13	10	24	11	6	8	15	13	14	19	10	14	10	9	12	7	9	11	13	14	12	6	14	9
軽傷者	26	30	51	51	21	73	44	48	49	41	31	51	58	50	125	42	51	83	65	80	90	59	59	72	34	64	56	44	37	55	49	39	49	27	48	55

(内訳)

## 2. 重大事故及び法令違反件数について

# 高圧ガス保安法における重大事故について

- 高圧ガス保安法における重大事故（B1級以上）は、直近5年間で17件発生。
- A級事故は発生なし。

## ＜高圧ガス保安法における重大事故の推移＞



### ＜備考＞

- A級事故（高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領より）  
次のいずれかに該当する事故。  
① 死者5名以上の事故、② 死者及び重傷者が合計して10名以上の事故であって、①以外のもの、③ 死者及び負傷者（重傷者及び軽傷者をいう。以下同じ。）が合計して30名以上の事故であって、①及び②以外のもの、  
④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な破壊、倒壊滅失等の甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じた事故、⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが現に進行中であって、大災害に発展するおそれがある事故  
（※）2018年3月30日から2020年8月3日までは、上記に加えて「その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロによるもの等）、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響が大きい（※1）と認められる事故」も要件。（※1：NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。）
- B1級事故（高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領より）  
次のいずれかに該当する事故。  
① 死者1名以上4名以下の事故、② 重傷者2名以上9名以下の事故であって、①以外のもの、③ 負傷者6名以上29名以下の事故であって、①及び②以外のもの、④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）を生じた事故  
（※）2018年3月30日から2020年8月3日までは、上記に加えて「その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が含まれている場合等）、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響が大きい（※2）と認められる事故」も要件。（※2：NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。）
- 「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領」では、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱うこととしている。

# 令和6年の重大事故

## 1. 使用済みLPガスタンクローリ爆発事故

- 日時：2024年4月15日
- 県名：茨城県
- 事故区分：消費
- 事象：爆発
- 事故原因：誤操作・誤判断
- 概要：

金属スクラップ卸売業者の従業員1名が、廃棄作業のため、ガストーチ(LPガス及び酸素ガス)でLPガスタンクローリのタンク側面の穴開け作業を行っていたところ、タンクが爆発して、LPガスタンクローリ前方にいた他の従業員1名が爆風で吹き飛び死亡した。

作業前には、タンク付属の圧力計の指示値が0MPaであることを確認した上で、タンク前方のマンホールを開放して、高圧洗浄機によりタンク内に注水を行っていたが、満水にはしておらず、LPガスが残留しており、爆発が発生したと推定される。

### ●対応：

茨城県から事業者に対し、ガスタンクには、圧力計がゼロを指示していたとしてもガスが残っているおそれがあることから、タンク内を満水にし、検知器で確認するなど完全にガスを抜いたのちに廃棄をする必要がある旨を指導。

## 2. LPガス窯爆発事故

- 日時：2024年11月29日
- 県名：愛知県
- 事故区分：消費
- 事象：爆発
- 事故原因：その他（調査中）
- 概要：

瓦を焼くためのガス窯の点火作業中に、窯が爆発、作業をしていた従業員1名が爆発に巻き込まれ死亡した。

爆風により窯、工場の窓ガラス、壁等が破壊され、隣接する鉄道線路内まで破片が散乱した。

### ●対応：

愛知県から事業者に対し、原因調査を行い、事故届の提出を指示。

また、経済産業省では、本件とLPガス一酸化炭素中毒事故の発生を受けて2024年12月19日付けで関係団体等に対し、可燃性ガスを消費する際には、作業の危険性を十分に認識した上で安全管理を行うよう注意喚起を実施。

## 3. LPガス一酸化炭素中毒事故

- 日時：2024年12月13日
- 県名：鹿児島県
- 事故区分：消費
- 事象：その他（一酸化炭素中毒）
- 事故原因：誤操作・誤判断
- 概要：

焼き物の素焼きのためにLPガス炉を使用していたと推定される被害者が工房内で死亡、消防によるガス検知で一酸化炭素(170ppm)を検出した。ガス販売事業者によるガス漏れ点検において、供給設備の異常は確認されなかった。

窯小屋の換気が十分でなかったこと、窯が完全に密閉されていなかったことを起因とし、何らかの原因で不完全燃焼を起こし、一酸化炭素が発生したと推定される。

### ●対応：

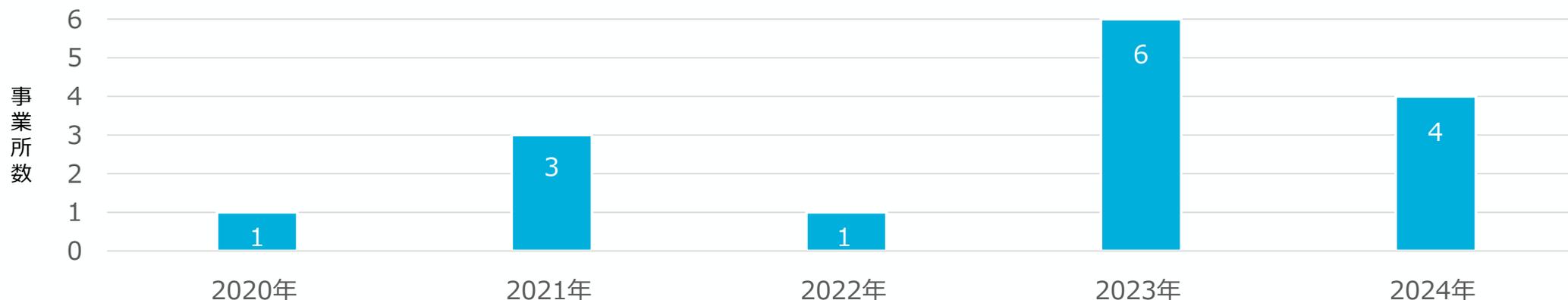
鹿児島県から販売事業者に対し、類似事故の再発防止のための依頼文書を発出。

経済産業省では、本件とLPガス窯爆発事故の発生を受けて2024年12月19日付けで関係団体等に対し、注意喚起を実施。

# 高圧ガス保安法の認定事業所における法令違反について

- 現時点で、82認定事業所が存在し、直近5年で累積15事業所において高圧ガス保安法の違反があった。
- 認定事業所は高い保安力が求められているところ、2024年は4事業所の法令違反（※1）があり、これらは法令の理解不足等によるものであった。法定手続等の適切な実施のため、自治体と連携して引き続き注意喚起・指導等を行っていく。

＜認定事業所における法令違反の推移＞



＜備考＞

- 対象：高圧ガス保安法の認定事業所
- 計上基準：高圧ガス分野における法令違反事案のうち、国が権限を有する認定制度の認定取消に至ったもの、又は認定取消に至る蓋然性が高いものとして、以下の基準に該当する法令違反を計上。
  - ①死亡事故が発生したもの
  - ②100件を超えるような多数の法令違反を伴うもの
  - ③国の行政処分（※2）が行われているもの
  - ④国の行政文書による注意等が行われているもの
- 計上時点：上記の国の行政処分・行政指導による注意や国のHPへの公表が行われた年をベースに計上。
  - （※1）4事業所のうち、1事業所（東亜石油株式会社京浜製油所）については、違反内容や危険性等を踏まえて認定取消を行った（製造施設の変更工事の未許可、完成検査の未実施、製造施設の軽微な変更工事の都道府県知事への届出漏れ等あり）。残り3事業所については、文書による厳重注意を行った。
  - （※2）当該事案についての最終的な措置としての行政処分（認定取消し等）を指す。途中段階での行政処分（報告徴収や立入検査等）は含まない。